

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 月 29 日

都道府県歯科医師会社会保険担当役員 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
常 務 理 事 大 杉 和 司

「令和 7 年度における高点数を理由とする個別指導」について

平素より本会会務の運営にあたりましては特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課医療指導監査室より、「令和 7 年度における高点数を理由とする個別指導」につきまして、別添のとおり地方厚生（支）局医療課宛に通知を発出している旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、各地方厚生（支）局より連絡がございましたら、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、集団指導の取り扱いについては、従前どおり、特段の事情がない限り「eラーニング」により実施することで差し支えない旨確認しておりますことを申し添えます。

また、下記事項について本会より厚生労働省へ照会を行い回答を得ておりますのでご報告いたします。

記

○令和 7 年度における高点数を理由とする個別指導対象期間の選定・実施の考え方について

→指導大綱どおり、令和 5 年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和 6 年度の請求実績（点数）が上位 4%かつ基準平均点以上の場合は令和 7 年度個別指導（高点数）対象として選定されるが、その中でも令和 2 年度集団的個別指導対象として選定されていた（令和元年度の請求実績（点数）が上位 8%であった）機関を実施対象とする。

以上